



病気療養のお子様・ご家族へのサポートのご案内



病気療養中のお子様とご家族の療養生活の手助けとなる、福祉制度やサービスを中心に紹介します。

市町村で行っている支援をまとめてみましたので、ぜひご参考になさってください。

各種制度・手当の内容はお住まいの地域や世帯の所得状況などにより異なります。

詳細はお住まいの地域の市区町村窓口でご確認ください。

ご不明な点がございましたら、お気軽にソーシャルワーカーへご相談下さい。



医療費に関すること

●未熟児養育医療給付

医師が入院を必要と認めた未熟児に対して、指定医療機関において公費で入院養育をすることができます。出生時体重が原則として 2,000g 以下の未熟児、または、体が弱くけいれん等の症状がある未熟児が対象の制度です。

●小児慢性特定疾患医療給付制度

18 歳未満（継続申請は 20 歳未満まで可能）のお子さんが、対象となる病気で医療を受けたとき、医療費の自己負担分、入院時の食事代、訪問看護の費用などが生計中心者の所得に応じて助成される制度です。

●難病法に基づく特定医療費助成制度

治療が難しく治療法が確立されていない難病では、その医療費も高額となるため、ご家族の医療費の負担軽減を目的に実施されています。治療にかかる医療費の一部の助成を受けることができます。

●自立支援医療制度

心身の障害の除去や軽減、また安定して医療が受けられることを目的に、病院の窓口で支払う医療費の自己負担額が軽減される制度です。自立支援医療には 3 種類あります。原則 1 割負担で医療が受けられ、世帯所得に応じた負担上限が設けられています。

- ① **精神通院医療**：精神疾患（てんかんを含む）があり、通院による精神医療を継続的に必要とされる方
- ② **育成医療**：身体に障害がある 18 歳未満のお子さんで、障害の除去や軽減のための手術等を受けられる方
- ③ **更生医療**：身体障害者手帳の交付を受けている 18 歳以上の方で、その障害の除去や軽減のための手術等を受けられる方

●障害者医療費助成

障害のあるお子さんが病院などで受診したとき、医療費の自己負担額を助成します。

対象になる方へは窓口でご案内があります。



福祉サービスに関すること

● 身体障害者手帳

身体に障害のあるお子さんが、さまざまな制度やサービスを利用する場合に必要な手帳です。障害の状態により 1 級（重度）から 6 級（軽度）まで区分されています。障害の種類や等級などにより利用できるサービスは異なります。



● 療育手帳（名古屋市の場合、愛護手帳）

知的障害のあるお子さんが、さまざまな制度やサービスを利用しやすくするための手帳です。障害の程度により、障害の程度により 1 度（最重度）、2 度（重度）、3 度（中度）、4 度（軽度）と 4 段階に区分されています。

● 精神障害者福祉手帳

精神障害のあるお子さんが、さまざまなサービスを利用しやすくするための手帳です。てんかん等を含む精神障害によって、長期にわたり日常生活や社会生活に制約があるお子さんが対象となります。

※ いずれの障害者手帳でも取得後に利用できるサービスは、障害の種類や等級、年齢やお住まいの地域、世帯の所得状況などによって異なります。詳しくは、お住まいの市区町村障害福祉の窓口でご確認ください。

● 小児慢性特定疾患日常生活給付事業

小児慢性特定疾患医療給付制度に該当した方で、身体障害者手帳等他の制度での日常生活用具の給付が対象とならない方が受けられます。特殊便器、特殊マット、特殊寝台など、特定の品目に対して、世帯の所得に応じた自己負担がありますが、購入費用の助成を得ることができます。



手当に関すること

● 特別児童扶養手当（国の制度）

身体または精神に障害のある 20 歳未満のお子さんを養育しているご家族に対し支給されます。手当の障害等級は 2 等級あり、手当月額は、1 級 55350 円、2 級 36860 円となり、所得制限があります。

● 障害児福祉手当（国・県・市の制度）

日常生活において常時介護が必要とされる状態にある 20 歳未満のお子さんに対し、精神的、物質的な負担を軽減する一助として手当てが支給されています。

手当月額は、月 15690 円（国）＋月 1150～6900 円で所得制限があります。

● 重度障害者（児）給付金（名古屋市の制度）

在宅で過ごす重度の障害をお持ちのお子さんに給付金を支給します。毎年 11 月 1 日現在において、基準（手帳が概ね 1、2 級の方など）を満たしている方が対象です。支給手続きは不要で、対象者（支給制限に該

当する方を除く)には、お住まいの区役所福祉課・支所区民福祉課から12月ごろに給付金振込のご案内が送付されます。

● 愛知県在宅重度障害者手当(愛知県の制度)

在宅で過ごす重度の障害をお持ちのお子さんを対象として支給する手当です。(特別障害者手当等受給者を除く) 手当金額は1級15500円、2級6750円で所得制限があります。

その他利用できる支援に関すること

認定NPO法人 ゴールドリボン・ネットワーク

「amuamu 子供用ニット帽子」・「ひとり親世帯支援制度」
「交通費等補助金制度」・「奨学金制度」



特定非営利活動法人パルサポートキッズの会

「医療用ウィッグ」



NPO法人 キープ・ママ・スマイリング

「付き添い生活応援パック」



がんの子どもを守る会

「療養援助事業」



愛知県内の高校に在籍する病気療養中の生徒への学習支援制度

「治療と学業を両立する支援」



独立行政法人国立病院機構 名古屋医療センター 相談支援センター (医療相談室) (1階 正面玄関横)

TEL 052 - 951 - 1111 (代表)

令和4年11月作成

令和5年4月改訂

令和6年11月改訂